

答申第64号
平成30年3月9日

徳島県病院事業管理者 香川 征 殿

徳島県個人情報保護審査会
会長 大道晋

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成29年12月21日付け徳病総第466号で諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性は認められますが、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、個人の権利利益が侵害されないよう次の事項に留意の上、なお一層、厳正な運用管理に努めてください。

1 同意について

同意をしようとする者が提供される個人情報の範囲、提供先及び漏えい等のリスクを十分に理解した上で同意するか否かを判断できること。

(1) 「阿波あいネット」説明文書において、次のような事項を、明瞭かつ目立つように記載して注意喚起するとともに、口頭でも丁寧に説明を行うこと。

ア 「阿波あいネット」で提供される個人情報の内容及び提供先並びに提供先における職種ごとのアクセス資格の範囲並びに個人情報が共有される期間。

イ 「阿波あいネット」に参加する医療機関等（以下「参加施設」という。）であれば、同意者が受診等をしていなくても、同意者に告知することなく必要に応じて同意者の個人情報を閲覧し得ること。

ウ 同意者が閲覧履歴を確認するには阿波あいネット運営主体（一般社団法人阿波あいネットを設立予定）の事務局に問い合わせる必要があること。

エ 同意に有効期限はなく、撤回するまで有効であること。

- (2) 同意取得にあたっては、参加施設において、同一の内容で説明が行われるよう徹底すること。
- (3) 参加施設については、ホームページやその他の媒体で一覧を公表し、変動が生じた場合には随時更新し、同意者が事前に正確な情報を入手できるよう配慮すること。

2 提供先における規約等について

阿波あいネット運営主体における規約（個人情報取扱規約、施設参加規約、情報セキュリティ規約等）が適切に作成され、個人情報を保護するための措置が講じられていることを、実施機関において確認した上で、個人情報を提供すること。

(1) 責任体制の明確化等について

阿波あいネット運営主体において、「阿波あいネット」の管理体制及び参加施設の責務を明確化するとともに、個人情報の漏えいその他の事故が生じた場合の対応措置を規定していること。

(2) アクセス資格等について

「阿波あいネット」で共有される個人情報が、極めて秘匿性の高い要配慮個人情報であり、漏えい等が起きた場合に生じる個人の権利利益の侵害の重大さを考慮し、アクセス資格を有する者及び当該有資格者ごとにアクセスできる個人情報の範囲が必要最小限に限られていること。

また、アクセス資格を有する者による目的外利用を禁止する措置が講じられていること。

(3) 研修について

阿波あいネット運営主体において、アクセス資格を有する者に対する十分な指導や研修を実施し、個人情報の適正な取扱いが徹底されること。また、各参加施設が行う研修においても、阿波あいネット運営主体が実施する研修と同等の質が保たれること。

(4) アクセスログの点検について

阿波あいネット運営主体が行うアクセスログの点検について、実施方法等を定めるとともに、定期的にアクセスログの点検を実施し、必要な場合には詳細な調査が行われること。

(5) セキュリティ環境の安全性について

阿波あいネット運営主体において、参加施設の情報機器等のセキュリティ環境の安全性について、定期的に確認が行われること。また、セキュリティに関して採用している技術が適切であり、見直しや改善の際には情報技術の進展に留意されること。

なお、今後、「阿波あいネット」が他の医療連携ネットワークとの連携等を行う際に、個人情報の提供先における個人情報の保護措置等が「阿波あいネット」の参加施設における保護措置等と異なることとなる場合には、再度、諮詢をしてください。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）

（特定のものに対する提供）

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	阿波あいネット	徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院の患者で、「阿波あいネット」参加同意書を提出した者	阿波あいネット運営主体（一般社団法人阿波あいネットを設立予定）	<ul style="list-style-type: none"> ○「阿波あいネット」は、病院、診療所、薬局、介護施設等の参加施設の間で、参加同意書を提出した者の医療や介護データを共有し、双方で参照できるようにする医療連携ネットワークシステムである。「阿波あいネット」は、徳島大学病院が主体となって整備し、阿波あいネット運営主体（一般社団法人阿波あいネットを設立予定）が運営するものである。 徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院が、県民に提供する医療の質の向上を図るためには、「阿波あいネット」参加施設との連携を強化し、検査内容・処方・画像などの診療情報を迅速かつ円滑に共有できるよう、オンラインの利用が必要である。 ○提供する診療情報は、医療・介護に必要な範囲に限定されている。 ○提供するデータの暗号化等により、データの漏えい、改ざん防止措置が講じられることとなっている。 ○医療及び介護データを扱う情報システムとして、以下のガイドラインに対応する措置が取られこととなっている。 <ul style="list-style-type: none"> 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」厚生労働省 「A S P・S a a Sにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」総務省 「A S P・S a a S事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」総務省 「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」経済産業省

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第97回	平成30年1月11日	諮問 審議
第98回	2月22日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
大道 晋	弁護士	会長
坂田 美佐	税理士	
末吉 江衣	弁護士	
南波 浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(五十音順)